

学校給食用食材の検査結果公表について

1 公表の時期

毎週金曜日に1週間分をまとめて公表

2 公表の方法

青森県教育委員会ホームページで別紙のとおり公表する。

3 公表の内容

(1) 公表する項目

- ア 測定日
- イ 市町村名等（検査対象調理場等）
- ウ 検査品目
- エ 生産地
 - ・ 県外産の場合は県名を表示
 - ・ 県内産の場合は市町村名を表示
 - ・ 加工食品の場合は製造者又は販売者の所在地
- オ 検査結果
 - ・ 放射性セシウム134、137の検出値

(2) 測定結果の表示

- ア 測定結果が機器の測定下限値未満の場合は、「検出されず」と表示
- イ 測定結果が機器の測定下限値以上、50Bq/kg以下の場合は、その数値を表示
- ウ 測定結果が50Bq/kg以上の場合は、「再検査」及び給食に使用しない旨を表示
後日、検査機関による測定結果が出た時点で検出値を公表

4 公表までの手順

- ア 検査を実施した市町村等は、その結果をスポーツ健康課へメールで報告すること。
報告の最終締め切りは、毎週金曜日（休日の場合はその前日）の午前10時までとする。
ただし、50Bq/kg以上の数値が検出された場合には、直ちに電話及びメールにて報告すること。
- イ スポーツ健康課は、週毎に公表資料を作成し、毎週金曜日に青森県教育委員会ホームページに掲載する。
- ウ スポーツ健康課は、50Bq/kg以上の数値が検出された報告を受けた場合は、ホームページ上に「再検査」及び給食に使用しない旨を掲載するとともに、県の関係部局に報告の上、再検査を依頼する。